

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年10月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300083号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2300007号

第1 結論

平成29年9月から平成30年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月から平成30年2月まで

私は、請求期間の国民年金保険料をまとめてコンビニエンスストアで納付した。調査の上、請求期間を保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、令和2年3月にまとまった金額を支払った後、納付に関する封書等が届かなくなったことから、未納分があるのであれば、その後も封書等が届くはずである旨の主張をしているが、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後である平成30年3月から同年9月までの国民年金保険料を令和2年3月23日に納付していることが確認できることから、当該納付時点において、請求期間(平成30年2月を除く。)の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、A市が発行した市県民税所得課税証明書に記載された社会保険料控除額において、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付場所及び納付方法について、日常的に複数のコンビニエンスストアで納付していたので特定できない旨陳述していることから、当時の納付状況は不明である。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。